

発熱等の症状がある場合の相談・受診方法

～ 院内感染防止のため、受診前に必ず電話相談をしてください ～

まずは



かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談してください。

相談した医療機関で診療・検査が可能な場合

当該医療機関を受診
（「診療・検査医療機関」等）

相談した医療機関で診療・検査ができない場合

以下に記載の受診・相談センターに電話相談し、診療・検査が可能な医療機関の案内を受けた後、当該医療機関に電話相談したうえで受診
※県HPの診療・検査医療機関リストにより、ご自身で受診先を探すことも可能です。

- ◆ 院内感染防止のため、受診前に必ず電話相談をし、来院時間を決定してください。
- ◆ できる限り公共交通機関以外で受診するようにしてください。
- ◆ 来院時間を守り、マスクを着用して受診してください。
- ◆ 必ず保険証を持参してください。



<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jushin.html>

相談する医療機関に迷った場合等は



最寄りの受診・相談センターにお問い合わせください。発熱患者等の診療・検査が可能な医療機関をご案内しますので、案内された医療機関に電話相談したうえで受診してください。

受診・相談センター(保健所)	電話番号(平日8:30～17:15)	電話番号(夜間・休日)
筑紫保健福祉環境事務所	092-707-0524	新型コロナウイルス 感染症一般相談窓口 092-643-3288
粕屋保健福祉事務所	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	092-322-5579	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4972	
田川保健福祉事務所	0947-42-9379	
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-9886	
南筑後保健福祉環境事務所	0944-68-5224	
京築保健福祉環境事務所	0930-23-3935	

※ 北九州市、福岡市、久留米市にお住まいの方は

受診・相談センター	電話番号
北九州市新型コロナウイルス専用ナビダイヤル	0570-093-567【24時間対応】
福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル	092-711-4126【24時間対応】
久留米市新型コロナウイルス相談センター	0942-30-9750【24時間対応】